

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】令和5年7月5日(2023.7.5)

【公開番号】特開2023-57145(P2023-57145A)

【公開日】令和5年4月20日(2023.4.20)

【年通号数】公開公報(特許)2023-074

【出願番号】特願2023-22721(P2023-22721)

【国際特許分類】

G 07 G 1/12(2006.01)

10

G 07 G 1/00(2006.01)

G 06 Q 30/06(2023.01)

G 06 Q 20/24(2012.01)

G 06 Q 20/28(2012.01)

G 06 Q 20/32(2012.01)

【F I】

G 07 G 1/12 3 2 1 L

20

G 07 G 1/00 3 0 1 D

G 07 G 1/00 3 0 1 Z

G 07 G 1/00 3 3 1 Z

G 07 G 1/12 3 2 1 P

G 07 G 1/12 3 2 1 H

G 06 Q 30/06

G 06 Q 20/24

G 06 Q 20/28

G 06 Q 20/32

【手続補正書】

【提出日】令和5年6月27日(2023.6.27)

【手続補正1】

30

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

購買者によって使用され、購買商品のデータ入力及び決済指示を受け付ける端末で受け付けた前記購買商品のデータを基に、前記購買者が購入する商品の代金を算出する算出手段と、

前記購買者に対して設定された代金支払い方法の種類を表す属性を取得する取得手段と

、前記属性が、会計機を使用しない代金支払方法を表す属性の場合、前記端末で前記決済指示を受け付けたことに応じて、その属性によって表される代金支払い方法で前記算出手段により算出された前記代金の取引を決済する決済手段と、

前記属性が、前記会計機を使用しない代金支払方法を表す属性でない場合、前記端末で前記決済指示を受け付けたことに応じて、前記購買者を会計機へと案内する案内手段と、を具備する情報処理装置。

【請求項2】

複数の会計機の中から前記購買者が会計を行う会計機を決定する決定手段、  
をさらに具備し、

40

50

前記案内手段は、前記決定手段により決定された会計機へと案内する、請求項 1 記載の情報処理装置。

**【請求項 3】**

前記案内手段は、会計機で読み取り可能な会計バーコードを前記端末の表示デバイスに表示させて案内する、請求項 1 又は 2 記載の情報処理装置。

**【請求項 4】**

前記属性が、会計機を使用しない 2 種類以上の代金支払い方法を表す属性の場合には、その属性によって表される複数の代金支払い方法のなかからいずれか 1 つの支払い方法を選択することを前記端末に要求する要求手段、

をさらに具備し、

10

前記決済手段は、前記端末において選択された代金支払い方法で前記算出手段により算出された前記代金の取引を決済する、請求項 1 記載の情報処理装置。

**【請求項 5】**

前記決済手段による決済が終了すると、決済が終了したことを前記端末に通知する決済通知手段、

をさらに具備する請求項 1 又は 4 記載の情報処理装置。

**【請求項 6】**

購買者によって使用され、購買商品のデータ入力及び決済指示を受け付ける端末と通信を行う情報処理装置のコンピュータを、

前記端末で受け付けた前記購買商品のデータを基に、前記購買者が購入する商品の代金を算出する算出手段、

前記購買者に対して設定された代金支払い方法の種類を表す属性を取得する取得手段、前記属性が、会計機を使用しない代金支払方法を表す属性の場合、前記端末で前記決済指示を受け付けたことに応じて、その属性によって表される代金支払い方法で前記算出手段により算出された前記代金の取引を決済する決済手段、及び、

前記属性が、前記会計機を使用しない代金支払方法を表す属性でない場合、前記端末で前記決済指示を受け付けたことに応じて、前記購買者を会計機へと案内する案内手段、として機能させるための制御プログラム。

**【手続補正 2】**

**【補正対象書類名】**明細書

30

**【補正対象項目名】**0 0 0 6

**【補正方法】**変更

**【補正の内容】**

**【0 0 0 6】**

一実施形態において、情報処理装置は、算出手段と、取得手段と、決済手段と、案内手段とを備える。算出手段は、購買者によって使用され、購買商品のデータ入力及び決済指示を受け付ける端末で受け付けた購買商品のデータを基に、購買者が購入する商品の代金を算出する。取得手段は、購買者に対して設定された代金支払い方法の種類を表す属性を取得する。決済手段は、属性が、会計機を使用しない代金支払方法を表す属性の場合、端末で決済指示を受け付けたことに応じて、その属性によって表される代金支払い方法で算出手段により算出された代金の取引を決済する。案内手段は、属性が、会計機を使用しない代金支払方法を表す属性でない場合、端末で決済指示を受け付けたことに応じて、購買者を会計機へと案内する。

**【手続補正 3】**

**【補正対象書類名】**明細書

40

**【補正対象項目名】**0 1 3 0

**【補正方法】**変更

**【補正の内容】**

**【0 1 3 0】**

この他、本発明のいくつかの実施形態を説明したが、これらの実施形態は、例として提

50

示したものであり、発明の範囲を限定することは意図していない。これら新規な実施形態は、その他の様々な形態で実施されることが可能であり、発明の要旨を逸脱しない範囲で、種々の省略、置き換え、変更を行うことができる。これら実施形態及びその変形は、発明の範囲に含まれるとともに、特許請求の範囲に記載された発明とその均等の範囲に含まれる。

以下に、本願出願の当初の特許請求の範囲に記載された発明を付記する。

〔1〕購買者によって使用され、購買商品のデータ入力及び決済指示を受け付ける端末で受け付けた前記購買商品のデータを基に、前記購買者が購入する商品の代金を算出する算出手段と、前記購買者に対して設定された代金支払いに必要なデータを取得する取得手段と、前記端末で前記決済指示を受け付けたことに応じて、前記取得手段により取得した前記代金支払いに必要なデータで前記算出手段により算出された前記代金の取引を決済する決済手段と、を具備する情報処理装置。  
10

〔2〕前記取得手段が2以上の代金支払いに必要なデータを取得した場合、その2以上の代金支払いに必要なデータのなかから決済で使用するデータの選択を前記端末に要求する要求手段、をさらに具備し、前記決済手段は、前記端末で選択された代金支払いに必要なデータで前記算出手段により算出された前記代金の取引を決済する、付記〔1〕記載の情報処理装置。

〔3〕前記代金支払いに必要なデータが電子マネーの残高を含むとき、その残高を前記端末に通知する残高通知手段、をさらに具備する付記〔1〕又は〔2〕記載の情報処理装置。  
20

〔4〕前記決済手段は、前記代金支払いに必要なデータが電子マネーの残高であるとき、その残高が前記算出手段で算出される代金以上であることを条件に前記代金の取引を決済する、付記〔3〕記載の情報処理装置。

〔5〕前記決済手段による決済が終了すると、決済が終了したことを前記端末に通知する、をさらに具備する付記〔1〕乃至〔4〕のうちいずれか1項記載の情報処理装置。

〔6〕購買者によって使用され、購買商品のデータ入力及び決済指示を受け付ける端末と通信を行う情報処理装置のコンピュータを、前記端末で受け付けた前記購買商品のデータを基に、前記購買者が購入する商品の代金を算出する算出手段、前記購買者に対して設定された代金支払いに必要なデータを取得する取得手段、前記端末で前記決済指示を受け付けたことに応じて、前記取得手段により取得した前記代金支払いに必要なデータで前記算出手段により算出された前記代金の取引を決済する決済手段、として機能させるための制御プログラム。  
30